

居宅介護支援事業所 管理者様

豊田市福祉部介護保険課長

指定介護予防支援事業所における介護予防ケアマネジメントについて

介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所において、「介護予防支援」は、直接利用者と契約して実施可能ですが、「介護予防ケアマネジメント」は、地域包括支援センターから受託した場合のみ実施可能です。

1 「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の違い

事業対象者、要支援者に対するケアプランには、介護予防サービスを含む「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」の 2 種類があります。

以下の表のとおり、利用するサービスにより実施可能な範囲が異なりますので注意してください。

利用するサービス		介 護 予 防 サ ー ビ ス の み	介護予防サービスと 総合事業を併用	総 合 事 業 の み
事 業 の 種 類		介 護 予 防 支 援	介 護 予 防 支 援	介護予防ケアマネジメント
実施可能 な事業所	介護予防支援の指定を受けた 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	○	○	×
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	○	○	○
	地域包括支援センターから 委託を受けた居宅介護支援事業所	○	○	○

2 「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」に変更となる場合

介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所が担当している利用者が「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」に変更となる場合は、地域包括支援センターに速やかに相談してケアプラン作成事業所の変更を行ってください。

例) 総合事業と訪問看護を利用する要支援者の場合

介護保険の介護予防訪問看護を利用する場合は「介護予防支援」ですが、医療保険の訪問看護に移行した場合は、総合事業のみの利用者となり「介護予防ケアマネジメント」になります。